

□ 国民健康保険の 限度額適用認定証等の手続きについて

国民健康保険に加入されている方の医療費が高額になると見込まれる場合、「限度額適用認定証」（町民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関等の窓口に提示すると、保険診療分の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

認定証の交付には、申請が必要となり、申請した月から有効となります。交付を受けた方は、忘れずに医療機関等の窓口に表示してください。

● 対象者

① 70歳未満の方

② 70歳～74歳の町民税非課税世帯の方

※ 70～74歳で町民税課税世帯の方は、認定証の交付を受けなくても支払いは一定の限度額までとなるため、申請の必要はありません。

※ 国民健康保険以外の方は、加入している健康保険協会、健康保険組合等にお問い合わせください。

● 申請窓口

役場1階 町民課2番受付

● 持ち物

国民健康保険被保険者証・印鑑
※平成28年度の町民税非課税世帯の方で、平成27年8月1日以降に90日を超える入院をされた方は、その領収書等（入院日数わかるもの）も持参ください。

【問い合わせ】

町民課国保医療係 ☎ 85-6130

すでに認定証の交付を受けている方へ

現在お持ちの認定証の有効期限は、平成28年7月31日までとなっています。8月以降も継続して入院される等で認定証が必要な方は、更新の手続きをお願いします。7月31日までに更新の手続きをされた方には、8月上旬に郵送します。

ペットの飼い主の皆さんへ

問 町民課くらし環境係 ☎ 85-6131

動 物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。人と動物が、ともに安心・安全に生きていける社会をつくるためには、飼い主のモラルとマナーが必要です。

動物病院（獣医師）は、皆さんの良きパートナーです。健康面はもちろん、飼い方についても分からないことは相談しましょう。



🐾 飼い主に守ってほしい5か条 🐾

- ① 動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼うこと
 - ・正しい飼い方の知識をもちましょう
- ② 危害や迷惑の発生を防止すること
 - ・フンの始末をすることは飼い主の責任です
 - ・家の中で飼っている場合、脱出を防止しましょう。外出すると感染症にかかる危険や交通事故に遭う危険もあります。
- ③ むやみに繁殖させないこと
 - ・生まれてくる全ての命に責任をもちましょう
 - ・むやみな繁殖を制限するために、去勢手術や避妊手術を行いましょう
- ④ 動物による感染症の知識をもつこと
 - ・動物と人の双方に感染する病気について、正しい知識をもちましょう。（狂犬病予防注射は年1回必ず受けましょう）
- ⑤ 所有者を明らかにすること
 - ・首輪や名札、マイクロチップなどをつけることによって、迷子になった際の早期発見につながります。